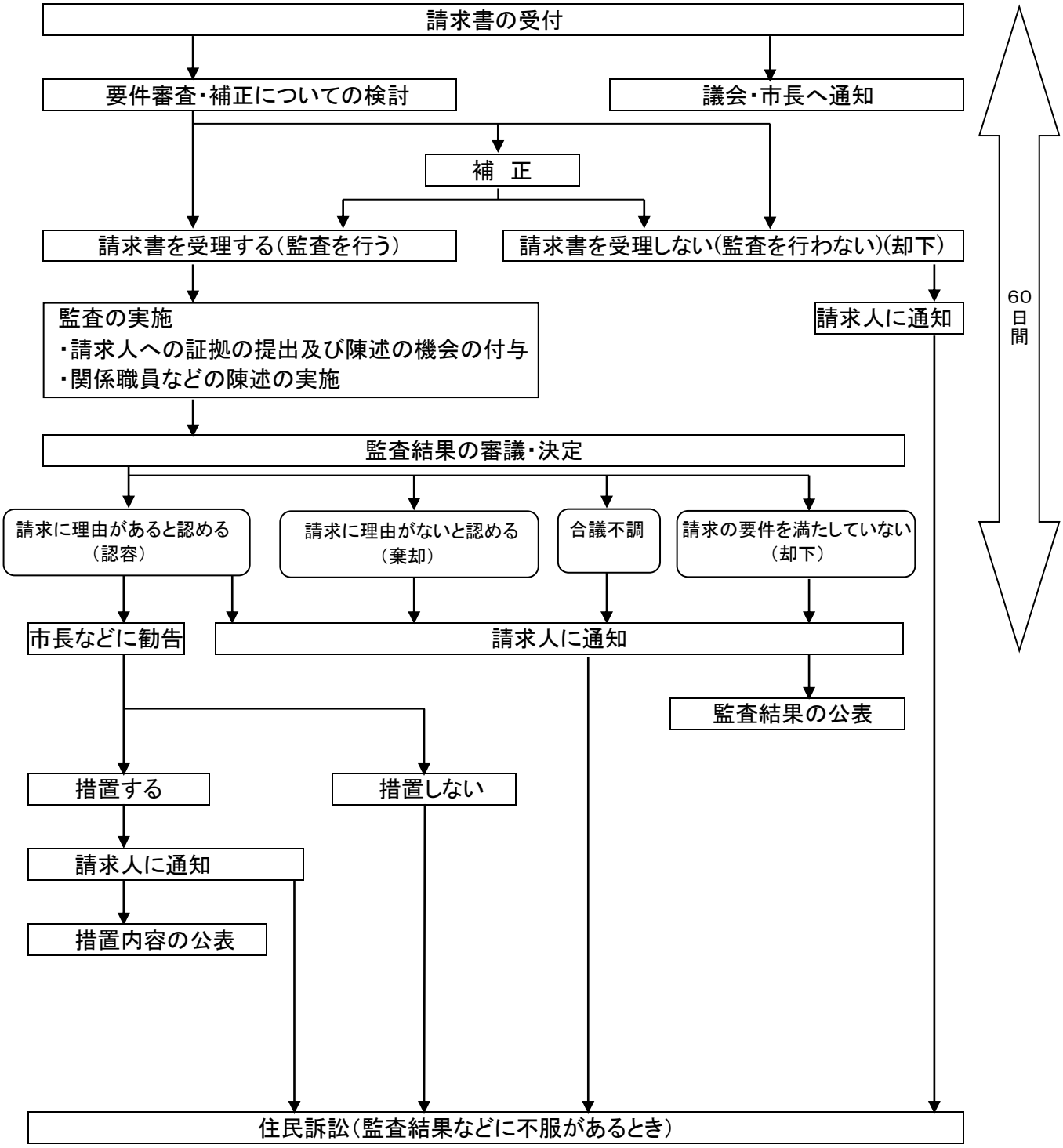
請求書の受付
要件審査・補正についての検討
議会・市長へ通知
補　正
請求書を受理する（監査を行う）
請求書を受理しない（監査を行わない）（却下）
請求人に通知
60日間
監査の実施
・請求人への証拠の提出及び陳述の機会の付与
・関係職員などの陳述の実施
監査結果の審議・決定
請求に理由があると認める（認容）
請求に理由がないと認める（棄却）
合議不調
請求の要件を満たしていない（却下）
市長などに勧告
請求人に通知
監査結果の公表
措置する
措置しない
請求人に通知
措置内容の公表
住民訴訟（監査結果などに不服があるとき）